

原議保存期間	5年（令和10年3月31日まで）
有効期間	一種（令和10年3月31日まで）

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
（参考送付先）
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁人少第243号
令和4年7月1日
警察庁生活安全局人身安全・少年課長

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正について（通達）

令和4年6月10日、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第212号）が、また、本日、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第243号）がそれぞれ公布され、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号。以下「政令」という。）の一部が改正されたところ、当該改正の内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第14条第1項は、インターネット異性紹介事業者に対する事業停止命令事由として、インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し同法第8条第2号に規定する罪その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときと定めており、「児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるもの」については、政令第1条各号に掲げられているところ、同条が以下のように改正されたものである。

1 政令第1条第8号関係

(1) 改正の内容

令和4年3月31日に公布された雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）第2条の規定により、職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第2号が改正され、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で募集情報等提供を行い、又はこれに従事することが罰則に加えられた。

これを受け、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第4条の規定により、政令第1条第8号が改正され、児童に対する労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供に係る職業安定法第63条第2号の罪が追加さ

れたもの。

(2) 施行期日

令和4年10月1日

2 政令第1条第25号関係

(1) 改正の内容

令和4年6月22日に公布された性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号。以下「AV出演被害防止・救済法」という。）において、新たに次の行為に係る罰則が設けられた（AV出演被害防止・救済法第20条、第21条及び第22条第1項）。

- 制作公表者が、出演者との間で出演契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その出演者に対し、出演契約事項について出演契約書等の案を示して説明するとともに、説明書面等を交付し又は提供して説明しなければならないにもかかわらず、説明書面等を交付せず若しくは提供せず、又はAV出演被害防止・救済法第5条第1項各号に掲げる事項が記載され若しくは記録されていない説明書面等若しくは虚偽の記載若しくは記録のある説明書面等を交付し若しくは提供すること（AV出演被害防止・救済法第5条第1項）
- 制作公表者が、出演者との間で出演契約を締結したときは、速やかに、当該出演者に対し、出演契約事項が記載され又は記録された出演契約書等を交付し、又は提供しなければならないにもかかわらず、出演契約書等を交付せず若しくは提供せず、又は出演契約事項が記載され若しくは記録されていない出演契約書等若しくは虚偽の記載若しくは記録のある出演契約書等を交付し若しくは提供すること（AV出演被害防止・救済法第6条）
- 制作公表者又は制作公表従事者が、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者に対し、出演契約の任意解除等に関する事項（AV出演被害防止・救済法第13条第1項から第3項までの規定に関する事項を含む。）その他その出演契約に関する事項であって出演者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げること（AV出演被害防止・救済法第13条第5項）
- 制作公表者又は制作公表従事者が、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者を威迫して困惑させること（AV出演被害防止・救済法第13条第6項）

これを受け、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令第2条の規定により、政令第1条が改正され、新たに同条第25号として、A V出演被害防止・救済第20条若しくは第21条に規定する罪（これらの罪に当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第22条第1項に規定する罪が追加されたもの。

(2) 施行期日

A V出演被害防止・救済法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日
(令和4年7月12日)

3 参考資料

別添1 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令に係る官報の写し

別添2 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令に係る新旧対照条文

別添3 雇用保険法等の一部を改正する法律に係る官報の写し

別添4 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令に係る官報の写し

別添5 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令に係る新旧対照条文

別添6 A V出演被害防止・救済法に係る官報の写し

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年六月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和四年法律第十二号）の一部の施行に伴い、並びに職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第五条の六第一項第三号、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十四条の七第一項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第七十五条第一項、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七條第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 職業安定法施行令の一部改正

第一条（見出しを含む）中「第五条の五第一項第三号」を「第五条の六第一項第三号」に改め、同条第二号中「第五条の四」を「第五条の四第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）及び第二項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）」、第五条の五」に、「第五条の五第三項」を「第五条の六第三項」に、「第四十条、第四十二条の三」を「並びに第四十条、法第四十二条の二に、第五十一条」を「法第五十一条」に改める。

（建設業法施行令の一部改正）

第二条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第七條の三第四号中「第六十五條第八号」を「第六十五條第九号」に改める。

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第三条 中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一十号）の一部を次のように改正する。第十三条第二項第五号中「職業紹介」を「職業紹介等」に、をいう。次号及び次条第三号において同じ。、労働者供給（同条第七項）を「同条第六項に規定する募集情報等提供、同条第八項に、をいう。次号及び次条第三号において同じ。及び労働者派遣（を「及び」に改め、同項第六号中「職業紹介、労働者供給、労働者派遣」を「職業紹介等」に改める。

第十四条第三号中「職業紹介、労働者供給、労働者派遣」を「職業紹介等」に改める。
（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令

（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「労働者供給」を「労働者の供給」に改め「対する職業紹介、児童に対する労働者の募集」の下に、「児童に対する労働者の募集に関する情報若しくは労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供」を加える。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第五条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八條第四号及び第七十八條第一号中「募集」の下に、「募集情報等提供事業」を加える。

附 則

この政令は、令和四年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 後藤 茂之
経済産業大臣 萩生田光一
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇七 （略） 八 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三条第一号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）、同条第二号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集、児童に対する労働者の募集に関する情報若しくは労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第六十七条に規定する罪 九〇二十五 （略）	（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇七 （略） 八 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三条第一号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者供給に係るものに限る。）、同条第二号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第六十七条に規定する罪 九〇二十五 （略）

雇用保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項中「労働者となろうとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者又は募集受託者(同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。)に提供する」を「同項第三号に掲げる行為(労働者になろうとする者の依頼を受けて行う場合に限る。)を行う」に改める。
第十五条第三項ただし書中「を含む。」の下に「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号) 第四条第二項に規定する認定職業訓練(厚生労働省令で定めるものを除く。)」を加える。
第二十条の次に次の一条を加える。

(支給の期間の特例)

第二十条の二 受給資格者であつて、基準日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他厚生労働省令で定めるものを除く。)を開始したものその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から前条第一項及び第二項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、同条第一項及び第二項の規定による期間に算入しない。

第五十八条第一項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第六十二条第一項第四号中「次条第一項第七号」を「次条第一項第八号」に改める。

第六十三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職業能力開発促進法第十条の三第一項第一号の規定によりキャリアコンサルティング(同法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングをいう。以下この号において同じ。)の機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うこと。

第六十四条中「平成二十三年法律第四十七号」を削る。

第六十六条第一項第一号中「当該求職者給付に要する費用の四分の一」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四十分の一

第六十六条第一項第二号中「当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 前号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一
ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三十分の一

第六十六条第二項中「掲げる」を「規定する日雇労働求職者給付金以外の」に改め、「毎会計年度」の下に「(国庫が同号ロの規定による負担額を負担する会計年度を除く。)」を加え、同条第三項第一号イ中「同条第五項」の下に「同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を「この条」の下に「及び第六十七条の二」を加え、同条第五項中「毎会計年度」の下に「(国庫が第一項第二号ロの規定による負担額を負担する会計年度を除く。)」を加え、「第一項第二号」を「同項第二号」に改める。

第六十七条中「国庫は」の下に「次に掲げる区分によつて」を加え、「三分の一」を「一部」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条第一項第一号イに掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一

二 前条第一項第一号ロに掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三十分の一

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合(雇用保険率が千分の十五・五(徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が必要とされている場合においては千分の十五、同条第九項の規定により雇用保険率が必要とされている場合においては千分の十四・五)以上である場合その他の政令で定める場合に限る。)には、当該会計年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

第七十二条第一項中「第十三条第三項」の下に「第二十條の二」を、「算定方法」の下に「第二十條の二の事業」を加える。

第七十九条の二中「第二十条第一項及び第二項」の下に「第二十條の二」を加える。

附則第四条第一項、第五条第一項、第十条第一項及び第十一條の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項中「及び第六十七條前段」を「(同項第三号から第五号までに規定する費用に係る部分に限る。以下この項において同じ。)」に、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、「とあるのは、」の下に「前各項(第一項第三号から第五号までを除く。)」及び「を」を加え、同項を同条第二項とする。

附則第十四条の二第二項中「次項」の下に「並びに附則第十四条の四第一項及び第二項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第十四条の三 令和四年度から令和六年度までの各年度においては、第六十六条第一項(同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。)の規定及び附則第十三条(同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、国庫は、同項(同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。)の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

2 前項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、附則第十三条第二項の規定にかかわらず、第六十六条第六項中「前各項」とあるのは、「前各項(第一項第三号から第五号までを除く。)」並びに附則第十三条第一項(第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る。及び第十四条の三第一項)とする。

第十四条の四 国庫は、令和四年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用(同年度において特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十條の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行った金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額)の一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、第六十六条第一項第一号及び第二号並びに第六十七條並びに附則第十三条第一項(第六十六条第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る。及び前条第一項(第六十六条第一項第三号に規定する費用に係る部分に限る。))に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一部を負担することができる。この場合においては、第六十七條の二の規定は、適用しない。

2 国庫は、令和四年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）に限る。）に要する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

3 令和四年度における前条第二項の規定の適用については、同項中「及び第十四条の三第一項」とあるのは、「第十四条の三第一項並びに第十四条の四第一項及び第二項」とする。
附則第十五条中「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第二条 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の七」を「第五条の八」に、「第三章の三 労働者供給事業（第四十四条―第四十七條）」を「第三章の三 募集情報等提供事業（第四十三條の二―第四十三條の九）」に、「第三章の四」を「第三章の五」に、「第四十八條」を「第四十七條の三」に改める。
第四条第六項を次のように改める。

この法律において「募集情報等提供」とは、次に掲げる行為をいう。

一 労働者の募集を行う者等（労働者の募集を行う者、募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。第三号、第五条の三第一項、第五条の四第一項及び第二項並びに第五条の五第一項において同じ。）又は職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者（以下この項において「職業紹介事業者等」という。）をいう。第四号において同じ。）の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者になろうとする者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

二 前号に掲げるもののほか、労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にするを目的として収集し、労働者になろうとする者等（労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等）をいう。次号において同じ。）に提供すること。

三 労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に関する情報を労働者の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

四 前号に掲げるもののほか、労働者になろうとする者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易にするを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。

第四条第九項の次に次の一項を加える。

この法律において「特定募集情報等提供事業者」とは、第四十三条の二第一項の規定による届出をして特定募集情報等提供事業を行う者をいう。

第四条第六項の次に次の一項を加える。

この法律において「特定募集情報等提供」とは、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供をいう。

第五条第四号中「特定地方公共団体」の下に「及び募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体」を加える。

第五条の二第一項中「職業紹介事業者」の下に「募集情報等提供事業を行う者」を加える。

第一章中第五条の七を第五条の八とし、第五条の六を第五条の七とし、第五条の五を第五条の六とする。

第五条の四第一項中「募集受託者」の下に「特定募集情報等提供事業者」を加え、「募集に依じて」を削り、「必要な範囲内で」の下に「厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして」を加え、同条を第五条の五とし、第五条の三の次に次の一条を加える。

（求人等に関する情報の的確な表示）

第五条の四 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に關して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（以下この条において「広告等」という。）により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者になろうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報（第三項において「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

労働者の募集を行う者及び募集受託者は、この法律に基づく業務に關して広告等により労働者の募集に関する情報その他厚生労働省令で定める情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に關して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるところにより正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

第二十七条第三項中「第五条の五第一項本文及び第五条の六第一項本文」を「第五条の六第一項本文及び第五条の七第一項本文」に改める。

第二十九条第四項中「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」を「第五条の六第一項及び第五条の七第一項」に改める。

第三十二条第六号中「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等级以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。」を削り、同条第九号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する」及び「（以下この号において「暴力団員」という。）を削る。

第三十二条の十一第一項中「港灣労働法」の下に「（昭和六十三年法律第四十号）」を加え、同条第二項中「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」を「第五条の六第一項及び第五条の七第一項」に改める。

第三十二条の十二第二項及び第三十三条の二第六項中「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」を「第五条の六第一項及び第五条の七第一項」に改める。

第四十二条を削る。

第四十二条の二中「並びに募集情報等提供事業を行う者」を削り、「職業選択」を「職業の選択」に改め、同条を第四十二条とし、第四十二条の三を第四十二条の二とする。

第三章の四を第三章の五とし、第三章の三を第三章の四とし、第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 募集情報等提供事業

（特定募集情報等提供事業の届出）

第四十三条の二 特定募集情報等提供事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

特定募集情報等提供事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。特定募集情報等提供事業者は、第一項の規定による届出に係る特定募集情報等提供事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(報酬受領の禁止)

第四十三条の三 特定募集情報等提供事業者は、その行つた募集情報等提供に係る労働者の募集に応じた労働者から、当該募集情報等提供に関し、いかなる名義でも、報酬を受けてはならない。

(事業の停止)

第四十三条の四 厚生労働大臣は、特定募集情報等提供事業者が第五条の五、前条若しくは第五十一条の規定又は第四十八条の三第一項の規定に基づく命令に違反したときは、期間を定めて当該特定募集情報等提供事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業概況報告書の提出)

第四十三条の五 特定募集情報等提供事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行う特定募集情報等提供事業の実施の状況を記載した事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業情報の公開)

第四十三条の六 募集情報等提供事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の募集に関する情報の確な表示に関する事項、苦情の処理に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行うように努めなければならない。

(苦情の処理)

第四十三条の七 募集情報等提供事業者は、労働者になろうとする者、労働者の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者から申出を受けた当該事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

募集情報等提供事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制を整備しなければならない。

(募集情報等提供事業を行う者の責務)

第四十三条の八 募集情報等提供事業者は、労働者の適切な職業の選択に資するため、その業務の運営に当たっては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の行う募集情報等提供事業)

第四十三条の九 地方公共団体が募集情報等提供事業を行う場合のこの法律の規定の適用については、第五条の五第一項及び第四十三条の三「特定募集情報等提供事業者」とあるのは、「特定募集情報等提供事業を行う地方公共団体」とし、第四十三条の二、第四十八条、第四十八条の二及び第四十八条の三第一項の規定は、適用しない。

第四十八条中「第五条の四」を「から第五条の五まで」に、「第四十二条の二」を「第四十三条の八」に改め、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(事業者団体等の責務)

第四十七条の三 職業紹介事業者又は募集情報等提供事業者を行う者を直接又は間接の構成員（以下この項において「構成員」という。）とする団体（次項において「事業者団体」という。）は、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及び求職者又は労働者になろうとする者の保護を図られるよう、構成員に対し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならない。

国は、事業者団体に対し、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及び求職者又は労働者になろうとする者の保護に関し必要な助言及び協力を行うように努めるものとする。

第四十八条の三第一項中「募集受託者」の下に「募集情報等提供事業者を行う者」を加え、同条第二項中「第五条の五第三項」を「第五条の六第三項」に改める。

第四十八条の四第一項中「募集受託者」の下に「募集情報等提供事業者を行う者」を、「応じた労働者」の下に「当該募集情報等提供事業者を行う者から募集情報等提供を受け当該募集情報等提供に係る労働者の募集に応じた労働者若しくは当該募集情報等提供事業者を行う者により自らに関する情報を提供された労働者」を加える。

第五十条第一項中「募集情報等提供事業者を行う者」の下に「募集情報等提供事業者を行う場合における地方公共団体を除く。」を加え、同条第二項中「募集受託者」の下に「募集情報等提供事業者を行う者（募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）」を加える。

第五十一条第一項中「募集受託者」の下に「特定募集情報等提供事業者」を加える。

第五十一条の二中「特定地方公共団体並びに」を「特定地方公共団体及び特定募集情報等提供事業者を行う地方公共団体並びに」に、「及び特定地方公共団体の業務に従事する者」を「特定地方公共団体の業務に従事する者及び特定募集情報等提供事業者を行う地方公共団体の業務に従事する者」に改める。

第六十三条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「行つた者」を「行い」に、「従事した者」を「従事したとき」に改め、同条第二号中「募集」の下に「募集情報等提供」を加え、「行つた者」を「行い」に、「従事した者」を「従事したとき」に改める。

第六十四条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第八号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第九号中「者」を「とき」に改め、同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第四十三条の四の規定による特定募集情報等提供事業の停止の命令に違反したとき。

第六十五条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第六号中「又は第四十条」を「第四十条又は第四十三条の三」に、「者」を「とき」に改め、同条第十号中「行つた者」を「行い」に、「従事した者」を「従事したとき」に改め、同条第十一号とし、同条第九号中「行つた者」を「行つたとき」に改め、同条第十号を同条第十号とし、同条第八号中「募集」の下に「募集情報等提供」を加え、「行つた者」を「行い」に、「従事した者」を「従事したとき」に改め、同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同条第八号中「募集」の下に「募集」に改め、同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同条第十号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十三条の二第一項の規定による届出をしないで、特定募集情報等提供事業を行つたとき。

第六十六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第六号中「置かなかつた者」を「置かず」に、「作成した者」を「作成したとき」に改め、同条第九号中「者」を「とき」に改め、同条第十一号とし、同条第八号中「者」を「とき」に改め、同条第十号とし、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 第四十三条の二第二項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

八 第四十三条の二第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第三条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十四条の二」に改める。

第十条の三第一号中「の提供」を「を提供すること、職業能力の開発及び向上の促進に係る各段階において、並びに労働者の求めに応じて」に、「の確保」を「を確保すること」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業主は、前項第一号の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する場合には、キャリアコンサルタントを有効に活用するように配慮するものとする。

第十五条第一項 第二号イからハ まで	前号	附則第十一条の二の規定により読み替えられた前号
	前条第一項又は第二項に規定する賃金総額の見込額	令和四年度前期賃金総額の見込額及び令和四年度後期賃金総額の見込額を合算した額
第十六条	一般保険料率	令和四年度前期一般保険料率若しくは令和四年度後期一般保険料率
	前項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた前項
第十七条第二項	第十五条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十五条
	その保険年度	令和四年度前期
第十九条第一項 第一号	保険年度の 一般保険料率を乗じて	令和四年度前期の 令和四年度前期一般保険料率を乗じて得た額と令和四年度後期に使用した全ての労働者（令和四年度後期中途に保険関係が成立したもののうち、当該保険関係が成立した日から令和四年度後期の末日までに使用した全ての労働者に係る賃金総額の二分之一に相当する額）の見込額（厚生労働省令で定める労働者に係る賃金総額の二分の一に相当する額）の切り捨て（第二十三条の規定による一般保険料率（第十七条第一項、第十九条第一項及び附則第五項において「令和四年度後期一般保険料率」という。）を乗じて得た額とを合算して
	前号	附則第十一条の二の規定により読み替えられた前号
第十九条第三項	前二項の労働保険料の 前二項の労働保険料を	附則第十一条の二の規定により読み替えられた前二項の労働保険料の 同条の規定により読み替えられた同項の労働保険料を
	あつては次の 事業以外の事業に	次の

第十九条第六項	第一項又は第二項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた第一項
	第二十六條第一項	第十五条第一項
附則第五項	第十六條	附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十六條
	又は第三号	附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十六條
一般保険料率	令和四年度前期一般保険料率	令和四年度前期一般保険料率若しくは令和四年度後期一般保険料率
	納付しなければ	納付しなければ

（特別会計に関する法律の一部改正）

第五條 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「育児休業給付」の下に、「同法第六十七條の二に規定する失業等給付」を加える。

第百二條第二項中「同条第五項」の下に「同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

第百五條中「及び第六十七條」を「から第六十七條の二まで」に改める。

附則第十九條の二中「平成二十九年度から令和三年度までの各年度」を「令和四年度」に改め、「附則第十九條第一項」の下に「又は第三項」を、「同条第五項」の下に「同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を、「附則第十一條第二項」の下に「若しくは第四項」を、「第十二條第五項」の下に「徴収法附則第十一條第二項又は第四項の規定により読み替えられた徴収法第十二條第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を、「若しくは第九項」との下に「第二十六條第一項」とあるのは「附則第十一條の二の規定により読み替えられた徴収法第二十六條第一項」とを加える。

附則第十九條の三中「令和二年度及び令和三年度」を「令和四年度」に、「附則第十四條の二第二項」を「附則第十四條の四第二項」に改める。

附則第二十條の二第一項中「及び第六十七條」を「から第六十七條の二まで」に、「附則第十三條第一項及び同条第三項」を「第六十六條（第一項第三号から第五号まで及び第六項を除く）、第六十七條及び第六十七條の二並びに附則第十三條第一項及び同条第二項」に改め、同条第二項中「平成二十九年度から令和三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に改め、「については」の下に「前項の規定にかかわらず」を加え、及び第六十七條を「から第六十七條の二まで」に、「附則第十四條第一項及び同条第三項」を「第六十六條（第一項第三号から第五号まで及び第六項を除く）、第六十七條及び第六十七條の二並びに附則第十三條第一項（同法第六十六條第一項第五号の規定による国庫の負担額に係る部分に限る。）及び第十四條の三第一項並びに同条第二項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 令和四年度における前項の規定の適用については、同項中「令和四年度から令和六年度までの各年度」とあるのは「令和四年度」と「及び第十四條の三第一項並びに同条第二項」とあるのは「、第十四條の三第一項並びに第十四條の四第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えられた同法附則第十四條の三第二項」とする。

附則第二十條の三第一項、第二項、第四項及び第五項中「及び令和三年度」を「から令和六年度までの各年度」に改め、同条第六項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、雇用安定事業費の財源に充てるために必要がある場合には、当該残余のうち二分の一を超えない範囲内で厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を雇用安定資金に組み入れ、当該残余から当該雇用安定資金への組入金金を控除した額を同勘定の積立金に組み入れるものとすることができる。

附則第二十條の三第七項を次のように改める。

7 前項の規定による組入れが行われる年度における第百三條第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十條の三第六項の規定による積立金への組入金」とする。

附則第二十條の三に次の一項を加える。

8 第四項の規定により繰り入れた金額又は第五項の規定により補足した金額がある場合であつて、第六項の規定による積立金への組入金の総額が、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達していないときは、同項の規定にかかわらず、同項本文の規定により積立金に組み入れなければならないものとされる金額の総額から、雇用勘定の財政状況並びに雇用安定事業及び能力開発事業の実施の状況を勘案して厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を控除することができる。

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第六條 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第三項の」を「第四項の」に改め、同項第一号中「日が」の下に「その居住する地域における緊急事態措置実施期間(を)を加え、ついでに」に、第三十二條第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言(次号において「緊急事態宣言」という。)がされた日以前を「第三十二條第一項第一号に掲げる期間をいう。以下この条において同じ。前」に、「当該日」を「当該緊急事態措置実施期間の初日の前日」に改め、同項第二号中「緊急事態宣言がされた日後新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二條第五項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(次号において「緊急事態解除宣言」という。)がされた日以前」を「その居住する地域における緊急事態措置実施期間中」に改め、「場合」の下に「前号に該当する場合を除く。」を加え、「同号において同じ。又は」を「次号において同じ。又は」に改め、同項第三号中「緊急事態解除宣言がされた日」を「その居住する地域における緊急事態措置実施期間」に改め、「場合」の下に「前二号に該当する場合を除く。」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日が、その居住する地域における緊急事態措置実施期間の末日(当該緊急事態措置実施期間が複数あるときは、その末日が直近のものとする。)の翌日から起算して一年を経過した日後である受給資格者には、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による基本手当は、支給しない。

第四條及び第五條第一項中「期間」の下に「(令和五年三月三十一日までの期間に限る。)」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條中職業安定法第三十二條及び第三十二條の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八條の規定 公布の日

二 第一條中雇用保険法第十五條第三項ただし書の改正規定、同法第二十條の次に一條を加える改正規定並びに同法第六十四條、第七十二條第一項及び第七十九條の二の改正規定並びに附則第三條の規定、附則第十一條中公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十條第三項の改正規定並びに附則第十二條及び第二十三條の規定 令和四年七月一日

三 第一條中雇用保険法第十條の四第二項及び第五十八條第一項の改正規定、第二條の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(第四十八條)を「第四十七條の三」に改める部分に限る。)、同法第五條の二第二項の改正規定及び同法第四章第四十八條の前に一條を加える改正規定を除く。並びに第三條の規定(職業能力開発促進法第十條の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五條の二第二項の改正規定及び同法第十八條に一項を加える改正規定を除く。並びに次条並びに附則第五條、第六條及び第十條の規定、附則第十一條中公務員退職手当法第十條第十項の改正規定、附則第十四條中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四條第二項及び第十八條の改正規定並びに同法第三十三條の改正規定(「第十一條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五條の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五條第一項」とを削る部分を除く。並びに附則第十五條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(返還命令等に関する経過措置)

第二條 第一條の規定(前條第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の雇用保険法第十條の四第二項(国家公務員退職手当法第十條第十四項において準用する場合を含む。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第三号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。

(支給の期間の特例に関する経過措置)

第三條 第一條の規定(附則第一條第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の雇用保険法第二十條の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(附則第十二條において「第二号施行日」という。)以後に同法第二十條の二に規定する者に該当するに至つた者について適用する。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第四條 第一條の規定(附則第一條第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の雇用保険法第六十六條から第六十七條の二まで及び附則第十三條の規定は、令和四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(特定募集情報等提供事業に関する経過措置)

第五條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に第二條の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の職業安定法(以下この条及び次条において「新職業安定法」という。)第四條第七項に規定する特定募集情報等提供の事業を行っている者(地方公共団体を除く。以下この条において「施行時特定募集情報等提供事業者」という。)は、第三号施行日から起算して三月を経過する日(当該施行時特定募集情報等提供事業者が同日以前に次項の規定による届出をしたときは、当該届出をした日)までの間は、新職業安定法第四十三條の二第二項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。この場合において、当該施行時特定募集情報等提供事業者を新職業安定法第四條第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者とみなして、新職業安定法第五條の五、第四十三條の三から第四十三條の五まで、第五十一條、第六十四條(第九号に係る部分に限る。)、第六十五條(第六号に係る部分に限る。)、第六十六條(第十一号に係る部分に限る。及び第六十七條(新職業安定法第六十四條第九号、第六十五條第六号及び第六十六條第十一号に係る部分に限る。))の規定を適用する。

2 施行時特定募集情報等提供事業者は、第三号施行日から起算して三月を経過する日後も引き続き特定募集情報等提供事業を行おうとするときは、同日までに新職業安定法第四十三條の二第二項の規定の例により厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつた場合は、新職業安定法第四十三條の二第二項の規定による届出があつたものとみなす。

（報酬受領の禁止に関する経過措置）

第六条 新職業安定法第四十三条の三の規定は、第三号施行日以後に支払の確定した報酬について適用し、第三号施行日前に支払の確定した報酬については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第五条の規定による改正後の特別会計に関する法律（附則第九条第二項及び第三項において「新特別会計法」という。）の規定は、令和四年度の予算から適用し、令和三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（特例延長給付に関する経過措置）

第八条 第六条の規定による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（次項において「新雇用保険臨時特例法」という。）第三条の規定は、雇用保険法第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日がこの法律の施行の日以後である者について適用する。

2 この法律の施行の日前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二條第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言による同項第一号に掲げる期間に係る新雇用保険臨時特例法第三条の規定の適用については、同条第三項中「その居住する地域における緊急事態措置実施期間の末日（当該緊急事態措置実施期間が複数あるときは、その末日が直近のものとする。）」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和四年法律第十二号）の施行の日前の直近の新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二條第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る緊急事態が終了した日」とする。

（検討）

第九条 政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付（次項において「育児休業給付」という。）及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、新特別会計法附則第二十條の三第一項の規定により繰り入れた場合又は同条第二項の規定により補足した場合には、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金の額及び育児休業給付に係る収支の状況等を踏まえ、同条第三項の規定による組入れの在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、令和六年度までを目途に、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金及び雇用安定資金の額その他の同勘定の財政状況等を踏まえ、新特別会計法附則第二十條の三第八項の規定による控除の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（社会福祉法の一部改正）

第十条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十四條第三項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二條第一項、第四十二條の二」を「第四十二條」に改め、同条第四項中「第四十二條の三」を「第四十二條の二」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第十一条 国家公務員退職手当法の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「職員が、」を「職員が」に改め「場合」の下に「又は当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他内閣官房令で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして内閣官房令で定める職員が同法第二十條の二に規定する場合に相当するものとして内閣官房令で定める場合に該当する場合」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附則第二十五項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定（附則第二条に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国家公務員退職手当法第十条第三項の規定は、第二条施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の内閣官房令で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正）

第十三条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「職業紹介機関」の下に「職業安定法第四条第六項に規定する募集情報等提供を業として行う機関」を、「職業紹介」の下に「募集情報等提供」を加える。

（青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第十四条 青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「労働者の募集に関する情報を提供すること」を「同法第四条第六項に規定する募集情報等提供」に改める。

第十一条を次のように改める。

（削除）

第十三条第一項中「学校卒業見込者等」を「学校（小学校及び幼稚園を除く。）その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者（以下この条及び次条において「学校卒業見込者等」という。）で、」に、「次条」を「同条」に改める。

第十四条第一項中「学校卒業見込者等求人」を「学校卒業見込者等であることを条件とした求人（次項において「学校卒業見込者等求人」という。）」に改める。

第十八条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二條第一項、第四十二條の二」を「第四十二條」に改め、同条第六項中「第四十二條の三」を「第四十二條の二」に改める。

第三十三條中「第四条第八項」を「第四条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、「第四十四條第二項」と「の下に」「同法第四条第六項に規定する募集情報等提供」とあるのは「労働者の募集に関する情報を提供すること」とを加え、「第十一條中」「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五條第一項」とを削る。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第十五条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第三項中「第四条第九項」を「第四条第十項」に、「第五条の七」を「第五条の八」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第十六条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十條第一項の表第四條第九項の項中「第四条第九項」を「第四条第十項」に改め、同表第五條の五第一項及び第二項の項中「第五条の五第一項」を「第五条の六第一項」に改め、同表第五條の六第一項の項中「第五条の六第一項」を「第五条の七第一項」に改める。

（地域雇用開発促進法の一部改正）

第十七条 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二條第一項、第四十二條の二」を「第四十二條」に改め、同条第五項中「第四十二條の三」を「第四十二條の二」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い入れの促進に関する法律の一部改正）

第十八条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い入れの促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

第十九条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（平成七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、「従事する者」との下に「同項」とあるのは「次項」とを加える。

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第二十条 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第四項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、「従事する者」との下に「同項」とあるのは「次項」とを加える。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第二十一条 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、「従事する者」との下に「同項」とあるのは「次項」とを加える。

（地域再生法の一部改正）

第二十二条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二十八第三項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第四項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の一部改正）

第二十三条 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等）」を「認定職業訓練等（認定職業訓練、国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設を行う職業訓練（職業能力開発総合大学の行うものを含む。）並びに雇用保険法第十五条第三項の政令で定める訓練又は講習）」に改める。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正）

第二十四条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、「従事する者」との下に「同項」とあるのは「次項」とを加える。

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第二十五条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第四条第九項」を「第四条第十項」に、「第五条の五から第五条の七まで」を「第五条の四第一項及び第三項、第五条の六から第五条の八まで」に、「第五条の五第一項第三号」を「第五条の四第一項及び第三項、第五条の六第一項第三号」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二十七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十五号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 岸田 文雄
財務大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 後藤 茂之

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年七月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百四十三号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）
第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

五十 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条若しくは第二十一条に規定する罪（これらの罪に当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第二十二条第一項に規定する罪

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五十 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪

附 則

この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇二十四（略） 二十五 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条若しくは第二十一条に規定する罪（これらの罪に当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第二十二条第一項に規定する罪 二十六（略）	（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇二十四（略） （新設） 二十五（略）

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第七十八号

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 出演契約等に関する特則
- 第一節 締結に関する特則（第四条―第六条）
- 第二節 履行等に関する特則（第七条―第九条）
- 第三節 無効、取消し及び解除等に関する特則（第十条―第十四条）
- 第四節 差止請求権（第十五条）

- 第三章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例（第十六条）
- 第四章 相談体制の整備等（第十七条―第十九条）
- 第五章 罰則（第二十条―第二十二条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、性行為の強制の禁止並びに他の法令による契約の無効及び性行為その他の行為の禁止又は制限をいささかも変更するものではないとのこの法律の実施及び解釈の基本原則を明らかにした上で、出演契約の締結及び履行等に当たつての制作公表者等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）の特例を定めるとともに、出演者等のための相談体制の整備等について定め、もって出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「性行為」とは、性交若しくは性交類似行為又は他人が人の露出された性器等（性器又は肛門をいう。以下この項において同じ。）を触る行為若しくは人が自己若しくは他人の露出された性器等を触る行為をいう。

2 この法律において「性行為映像制作物」とは、性行為に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はこれに係る記録媒体であつて、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するものをいう。

3 この法律において「性行為映像制作物への出演」とは、性行為映像制作物において性行為に係る姿態の撮影の対象となることをいう。

4 この法律において「出演者」とは、性行為映像制作物への出演をし、又はしようとする者をいう。

5 この法律において「制作公表」とは、撮影、編集、流通、公表（頒布、公衆送信（公衆（特定かつ多数の者を含む。）によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう。）又は上映をいう。以下同じ。）等（これらの行為に関するあつせんを含む。）の一連の過程の全部又は一部を行うことをいう。

6 この法律において「出演契約」とは、出演者が、性行為映像制作物への出演をして、その性行為映像制作物の制作公表を行うことを承諾することを内容とする契約をいう。

7 この法律において「制作公表者」とは、性行為映像制作物の制作公表を行う者として、出演者との間で出演契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。

8 この法律において「制作公表従事者」とは、制作公表者以外の者であつて、制作公表者との間の雇用、請負、委任その他の契約に基づき性行為映像制作物の制作公表に従事する者をいう。

（実施及び解釈の基本原則）

第三条 制作公表者及び制作公表従事者は、その行う性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることを深く自覚して、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、もってその性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようにしなければならない。

2 制作公表者及び制作公表従事者は、性行為映像制作物に係る撮影に当たっては、出演者に対して性行為を強制してはならない。

3 この法律のいかなる規定も、公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為を無効とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十条の規定その他の法令の規定により無効とされる契約を有効とするものと解釈してはならない。

4 制作公表者及び制作公表従事者は、性行為映像制作物の制作公表に当たっては、この法律により刑法（明治四十年法律第四十五号）、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）その他の法令において禁止され又は制限されている性行為その他の行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、出演者の権利及び自由を侵害することがないようにしなければならない。

第二章 出演契約等に関する特則

第一節 締結に関する特則

（出演契約）

第四条 出演契約は、性行為映像制作物ごとに締結しなければならない。

2 出演契約は、書面又は電磁的記録でなければならない。

3 前項の出演契約に係る書面又は電磁的記録（以下「出演契約書等」という。）には、制作公表者及び出演者の氏名又は名称その他制作公表者及び出演者を特定するために必要な事項並びに当該出演契約の締結の日時及び場所のほか、次に掲げる事項（当該制作公表者に係る部分に関する事項に限る。）を記載し、又は記録しなければならない。

一 当該出演者が性行為映像制作物への出演をすること。

二 当該出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影を予定する日時及び場所

三 前号の撮影の対象となる当該出演者の性行為に係る姿態の具体的内容

四 前号の性行為に係る姿態の相手方を特定するために必要な事項

五 当該性行為映像制作物の公表の具体的方法及び期間

六 当該性行為映像制作物の公表を行う者が制作公表者以外の者であるときは、その旨及び当該公表を行う者の氏名又は名称その他当該公表を行う者を特定するために必要な事項

七 当該出演者が受けるべき報酬の額及び支払の時期

八 その他内閣府令で定める事項

（出演契約に係る説明義務）

第五条 制作公表者は、出演者との間で出演契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その出演者に対し、前条第三項に規定する事項（同項各号に掲げる事項については、当該制作公表者に係る部分に関する事項に限る。次条及び第二十一条第二号において「出演契約事項」という。）について出演契約書等の案を示して説明するとともに、次に掲げる事項についてこれらの事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（以下「説明書面等」という。）を交付し又は提供して説明しなければならない。

一 第七条から第十六条までに規定する事項

二 第十一条の取消権については追認をすることができる時から、第十二条第一項の解除権については出演者が当該解除権を行使することができることを知った時から、それぞれ、時効によって消滅するまで、五年間行使することができること。

三 撮影された映像により出演者が特定される可能性があること。

四 第十七条第一項の規定により国が整備した体制における同項に規定する相談に応じる機関（同条第二項の規定により都道府県が整備した体制における当該相談に応じる機関があるときは、当該機関を含む。）の名称及び連絡先

五 その他内閣府令で定める事項

2 制作公表者は、前項の規定による説明を行うに当たっては、出演者がその内容を容易かつ正確に理解することができるよう、丁寧に、かつ、分かりやすく、これを行わなければならない。

3 制作公表者以外の者は、出演契約の内容又は第一項各号に掲げる事項に関し、出演者を誤認させるような説明その他の行為をしてはならない。

（出演契約書等の交付等義務）

第六条 制作公表者は、出演者との間で出演契約を締結したときは、速やかに、当該出演者に対し、出演契約事項が記載され又は記録された出演契約書等を交付し、又は提供しなければならない。

第二節 履行等に関する特則

（性行為映像制作物の撮影）

第七条 出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影は、当該出演者が出演契約書等の交付若しくは提供を受けた日又は説明書面等の交付若しくは提供を受けた日のいずれか遅い日から一月を経過した後でなければ、行ってはならない。

2 出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影において、出演者は、出演契約において定められている性行為に係る姿態の撮影であっても、その全部又は一部を拒絶することができる。これによって制作公表者又は第三者に損害が生じたときであっても、当該出演者は、その賠償の責任を負わない。

3 出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影に当たっては、出演者の健康の保護（生殖機能の保護を含む。）その他の安全及び衛生並びに出演者が性行為に係る姿態の撮影を拒絶することができるようにすることその他その債務の履行の任意性が確保されるよう、特に配慮して必要な措置を講じなければならない。

4 いかなる名称によるかを問わず、出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影に密接に関連する出演者の撮影（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）第二条第一項各号のいずれかに掲げる人の姿態の撮影に限る。）は、出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影とみなして前三項の規定を適用する。この場合において、前二項中「性行為に係る姿態」とあるのは、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第二条第一項各号のいずれかに掲げる人の姿態」とする。

（撮影された映像の確認）

第八条 制作公表者は、性行為映像制作物の公表が行われるまでの間に、出演者に対し、出演契約に基づいて撮影された映像のうち当該出演者の性行為映像制作物への出演に係る映像であって公表を行うもの（当該制作公表者が当該公表に関する権原を有するものに限る。）を確認する機会を与えなければならない。

（性行為映像制作物の公表の制限）

第九条 性行為映像制作物の公表は、当該性行為映像制作物に係る全ての撮影が終了した日から四月を経過した後でなければ、行ってはならない。

第三節 無効、取消し及び解除等に関する特則

(出演契約等の条項の無効)

第十条 性行為映像制作物を特定しないで、出演者に契約の相手方その他の者が指定する性行為映像制作物への出演をする義務を課す契約の条項は、無効とする。

次に掲げる出演契約の条項は、無効とする。

- 一 出演者の債務不履行について損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項
- 二 制作公表者の債務不履行により出演者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を免除し、又は制作公表者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する条項
- 三 制作公表者の債務の履行に際してされたその制作公表者の不法行為により出演者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を免除し、又は制作公表者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する条項
- 四 出演者の権利を制限し又はその義務を加重する条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して出演者の利益を一方的に害するものと認められるもの

(出演契約の取消し)

第十一条 制作公表者が第五条第一項又は第六条の規定に違反したときは、出演者は、その出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる。制作公表従事者が第五条第三項の規定に違反したときも、同様とする。

(出演契約の法定義務違反による解除)

第十二条 次に掲げるときは、出演者は、民法第五百四十一条の催告をすることなく、直ちにその出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の解除をすることができる。

一 第七条第一項又は第三項の規定に違反して、その出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影(同条第四項の規定により出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影とみなされる撮影を含む。)が行われたとき。

二 第八条の規定に違反して、その出演者に対し、撮影された映像のうち当該出演者の性行為映像制作物への出演に係る映像であつて公表を行うものを確認する機会を与えることなく、性行為映像制作物の公表が行われたとき。

三 第九条の規定に違反して、同条の期間を経過する前に性行為映像制作物の公表が行われたとき。

前項の解除があつた場合においては、制作公表者は、当該解除に伴う損害賠償を請求することができる。

(出演契約の任意解除等)

第十三条 出演者は、任意に、書面又は電磁的記録により、その出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の申込みの撤回又は当該出演契約の解除(以下この条において「出演契約の任意解除等」という。)をすることができる。ただし、当該出演者に係る性行為映像制作物の公表が行われた日から一年を経過したとき(出演者が、制作公表者若しくは制作公表従事者が第五項の規定に違反して出演契約の任意解除等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は制作公表者若しくは制作公表従事者が第六項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにその出演契約の任意解除等をしなかつた場合には、当該出演者、当該制作公表者又は制作公表従事者が内閣府令で定めるところによりその出演契約の任意解除等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から一年を経過したとき)は、この限りでない。

2 出演契約の任意解除等は、出演契約の任意解除等に係る書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずる。

3 出演契約の任意解除等があつた場合においては、制作公表者は、当該出演契約の任意解除等に伴う損害賠償を請求することができる。

4 前三項の規定に反する特約で出演者に不利なものは、無効とする。

5 制作公表者及び制作公表従事者は、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者に対し、出演契約の任意解除等に関する事項(第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)その他その出演契約に関する事項であつて出演者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

6 制作公表者及び制作公表従事者は、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者を威迫して困惑させてはならない。

(解除の効果)

第十四条 出演契約が解除されたときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。

第四節 差止請求権

第十五条 出演者は、出演契約に基づくことなく性行為映像制作物の制作公表が行われたとき又は出演契約の取消し若しくは解除をしたときは、当該性行為映像制作物の制作公表を行い又は行うおそれがある者に対し、当該制作公表の停止又は予防を請求することができる。

2 出演者は、前項の規定による請求をするに際し、その制作公表の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

3 制作公表者は、出演者が第一項の規定による請求をしようとするときは、当該出演者に対し、その性行為映像制作物の制作公表を行い又は行うおそれがある者に関する情報の提供、当該者に対する制作公表の停止又は予防に関する通知その他必要な協力を行わなければならない。

第三章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例

特例

第十六条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第三条第二項及び第四条(第一号に係る部分に限る。)並びに私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第四条の場合のほか、特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第三号の特定電気通信役務提供者をいう。第一号及び第二号において同じ。)は、特定電気通信(同法第二条第一号の特定電気通信をいう。第一号において同じ。)による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者(同法第二条第四号の発信者をいう。第二号及び第三号において同じ。)に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であつて性行為映像制作物に係るものの流通によつて自己の権利を侵害されたとする者(当該性行為映像制作物の出演者に限る。)から、当該権利を侵害したとする情報(以下この号及び次号において「性行為映像制作物侵害情報」という。)を当該権利が侵害された旨、当該権利が侵害されたとする理由及び当該性行為映像制作物侵害情報が性行為映像制作物に係るものである旨(同号において「性行為映像制作物侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し性行為映像制作物侵害情報の送信を防止する措置(同号及び第三号において「性行為映像制作物侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があつたとき。

二 当該特定電気通信役務提供者が、当該性行為映像制作物侵害情報の発信者に対し当該性行為映像制作物侵害情報等を示して当該性行為映像制作物侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会したとき。

三 当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該性行為映像制作物侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

第四章 相談体制の整備等

(相談体制の整備)

第十七条 国は、性行為映像制作物への出演に係る勧誘、出演契約等の締結及びその履行等、性行為映像制作物の制作公表の各段階において、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、もってその性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようにする観点から、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するとともに、その被害の背景にある貧困、性犯罪及び性暴力等の問題の根本的な解決に資するよう、出演者その他の者からの相談に応じ、その心身の状態及び生活の状況その他の事情を勘案して適切に対応するために必要な体制を整備するものとする。

2 都道府県は、その地域の実情を踏まえつつ、前項の国の体制の整備に準じた体制の整備をするよう努めるものとする。

(その他の支援措置等)

第十八条 国及び地方公共団体は、前条に定めるもののほか、性行為映像制作物への出演に係る被害の背景にある貧困、性犯罪及び性暴力等の問題の根本的な解決に資するよう、社会福祉に関する施策、性犯罪及び性暴力の被害者への支援に関する施策その他の関連する施策との連携を図りつつ、出演者その他の者への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発)

第十九条 国及び地方公共団体は、性行為映像制作物への出演に係る被害が一度発生した場合においてはその被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとする。

第五章 罰則

第二十条 第十三条第五項又は第六項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第一項の規定に違反して、説明書面等を交付せず若しくは提供せず、又は同項各号に掲げる事項が記載され若しくは記録されていない説明書面等若しくは虚偽の記載若しくは記録のある説明書面等を交付し若しくは提供したとき。

二 第六条の規定に違反して、出演契約書等を交付せず若しくは提供せず、又は出演契約事項が記載され若しくは記録されていない出演契約書等若しくは虚偽の記載若しくは記録のある出演契約書等を交付し若しくは提供したとき。

第二十二条 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十条 一億円以下の罰金刑
二 前条 同条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第五章の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二章 (第十条第一項及び第四節を除く。)の規定は、この法律の施行前に締結された出演契約並びにこれに基づく出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影、その撮影された映像の確認及びその性行為映像制作物の公表については、適用しない。

2 第十条第一項の規定は、この法律の施行前に締結された契約については、適用しない。

第三条 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日(次項において「二年経過日」という。)までの間にされた出演契約の出演者からの申込み若しくはその申込みに係る出演契約又はその間に締結された出演契約についての第十三条第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「二年」とする。

2 二年経過日の翌日から起算して一年を経過する日までの間にされた出演契約の出演者からの申込み若しくはその申込みに係る出演契約又はその間に締結された出演契約(前項の規定の適用があるものを除く。)についての第十三条第一項の規定の適用については、同項中「経過した」とあるのは、「経過し、かつ、この法律の施行の日から起算して四年六月を経過した」とする。

3 前二項の規定の適用がある場合における第五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「事項」とあるのは、「事項(附則第三条第一項又は第二項の規定により読み替えられた第十三条第一項に規定する事項を含む。)」とする。

(検討)

第四条 この法律の規定については、この法律の施行後二年以内に、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 前項の検討に当たっては、性行為映像制作物の公表期間の制限及び無効とする出演契約等の条項の範囲その他の出演契約等に関する特則の在り方についても、検討を行うようにするものとする。

(調整規定)

第五条 この法律の施行の日から特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第二十七号)の施行の日の前日までの間における第十六条の規定の適用については、同条中「及び第四条」とあるのは、「及び第三条の二」とする。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第八十条に次の一号を加える。

十七 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和四年法律第七十八号)第二十条及び第二十一条